

# ヴェントムジカオーケストラ規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

楽団の名称をヴェントムジカオーケストラ（以下、当団）とする。ローマ字表記は Vento Musica Orchestra とする。

### 第2条 事務局

事務手続きの拠点として事務局を以下の住所に置く。

神奈川県横浜市港北区大曾根台 24-7

### 第3条 目的

吹奏楽の演奏を中心とした高い水準の音楽活動を行い地域文化の発展向上に貢献することを目指し、それを通じて団員相互の親睦と吹奏楽の普及発展に努めることを目的とする。

### 第4条 活動内容

第3条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

1. 定期的な自主公演をはじめとする様々な演奏会
2. 毎週日曜日を原則とする練習およびその他必要な場合の練習
3. その他、必要に応じて行う団内外の親睦を深めるための行事

### 第5条 活動年度

活動年度の期首を毎年1月1日とし、期末を同年12月31日とする。

### 第6条 総会

総会はすべての団員から構成される当団の最高意思決定機関である。活動年度ごとに定期総会を行う。その他、団員の過半数の同意がある場合、もしくは役員が必要と認めた場合には臨時総会を行う。ただし、総会の開催には団員の過半数の出席を必要とする。

総会における議決権は団員1人につき1票を平等に有し、やむを得ない場合に限り他の団員に委任できる。

## 第2章 役員および承認の必要な役職

### 第1条 役員の設置

当団は、以下の役員を置く。

団長、副団長、コンサートマスターまたはコンサートミストレス、会計、広報、演奏会実行委員長、団員指揮

### 第2条 削除

### 第3条 選出および任期

役員および承認の必要な役職は定期総会において団員が互選し、議決権の過半数の承認をもって選出される。任期は次の定期総会までとする。ただし再任および兼任は妨げない。

#### 第4条 辞任

役員および承認の必要な役職は特別な事情がある場合に限り、任期中にその職を辞することができる。後任については臨時総会において団員が互選し、議決権の過半数の投票をもって選出される。任期は次の定期総会までとする。

#### 第5条 解任

団員は必要な場合に限り臨時総会において議決権の過半数の投票をもって役員および承認の必要な役職を解任することができる。後任については臨時総会において団員が互選し、議決権の過半数の投票をもって選出される。任期は次の定期総会までとする。

#### 第6条 役員会

役員会はすべての役員から構成される当団の意思決定機関である。役員会での決定事項は総会の決定事項に準ずるものとして扱う。役員会は当団の活動がある度に行うことを原則とする。役員が必要と認めた場合には役員以外の団員を役員会に招集できる。その他の団員が参加を希望する場合、役員はそれを妨げることはできない。

#### 第7条 団長および副団長

団長は当団を代表し、他の役員および団員を統括する。当団の活動が円滑に行われるよう処務を行う。副団長はこれを補佐し、団長が欠ける場合には代行する。

#### 第8条 コンサートマスターまたはコンサートミストレス

コンサートマスターまたはコンサートミストレスは指導者と連携し、練習計画の策定及び練習が円滑に行われるよう処務を行う。選曲委員会を組織し、それを統括する。

#### 第9条 会計

会計は入団金、団費および必要があれば演奏会費を回収し、当団の活動資金を管理する。演奏会会計を統括する。活動年度における会計業務を行い、主体となって定期総会において該当年度の会計報告を行う。

#### 第10条 広報

広報委員会を組織し、それを統括する。広報は対外的な発行物の作成および配布を行い、地域住民に対し幅広い広報活動を行う。

#### 第11条 演奏会実行委員長

演奏会実行委員会を組織し、それを統括する。演奏会実行委員長は主に自主公演などの演奏会が円滑に行われるよう処務を行う。

#### 第12条 団員指揮

団員指揮は当団の指導者が不在の場合にそれに代わって合奏を行う。

#### 第13条 削除

### 第3章 団員

#### 第1条 条件

団員となるためには、以下を条件とする。

1. 高校生もしくはそれに準ずる年齢以上であり、18歳未満の場合は保護者の同意があること
2. 一定水準以上の楽器演奏能力を有し、打楽器を除き個人で楽器を用意できること
3. 入団金 2,000 円を会計に支払い、入団届を提出し、役員の承認を得ること

#### 第2条 入団

第3章第1条1から3の条件をすべて満たした翌月1日に入団とし、団員となる。ただし高校生に限り高校卒業月まで入団金の支払猶予を設けることができる。

#### 第3条 団費

団員は毎月1日に当団の活動資金として 3,000 円を会計に支払う義務を有する。やむを得ない事情により支払えない場合は、会計の承認を得ることで一定期間の支払猶予を設けることができる。

#### 第4条 休団

やむを得ない事情により3カ月程度を越えて当団の活動に参加できない場合は、休団期間および休団理由を明記した休団申請届を提出し、役員の承認を得ることで活動を一時休止することができる。ただし休団開始日は休団の申請を行った月の翌月1日とする。休団期間は第3章第4条の団費は免除される。休団期間は休団開始日から原則1年未満とするが、役員の承認を得ることで休団期間を延長もしくは短縮することができる。休団期間の終了をもって復団したものとする。

#### 第5条 退団

団員は役員に退団の旨を伝え、在団期間中の団費および演奏会費に未払い分があればすべての支払いをし、退団届を提出、役員がそれを受理することで当団での活動を終了することができる。ただし退団日は退団が受理された月の月末とする。

#### 第6条 除名

団長は、以下の事項に該当する団員を本人の同意なく除名することができる。

1. 本規約に著しく違反した場合
2. 連絡なく6カ月以上に渡り活動に参加していない場合
3. 連絡なく休団の申請期間から6カ月以上が経過した場合
4. その他、当団の運営の妨げになると判断された場合

## 第4章 パート

### 第1条 パートの設置

当団は、以下のパートを設置し、団員はそのうちいずれか1つのパートに所属する。

フルート、ダブルリード、クラリネット、サクソ、トランペット、ホルン、トロンボーン、ベース、打楽器

### 第2条 パートリーダー

パートリーダーは該当パートの団員を統括する。当団の活動が円滑に行われるよう処務を行う。

### 第3条 パートリーダーの選出

各パートに1名のパートリーダーを選出する。パートリーダーは該当パートの団員が互選し、役員会での承認により選出される。任期は設けない。

### 第4条 パートリーダーの辞任または解任

パートリーダーは該当パートの団員の同意により、パートリーダーを辞任することができる。また該当パートの団員の同意により、パートリーダーを解任することができる。

## 第5章 その他

### 第1条 規約改正

総会において議決権の3分の2以上の承認をもって本規約を改正できるものとする。

### 第2条 その他

本規約に定めるもののほかに必要な細則については、役員が団長の承認のもとにこれを定める。

(2014年12月14日改正)